

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年4月19日(月)
午後1時30分～午後2時00分
場 所 市役所2階 203・204会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	土方実加
委員	松岡 舟
委員	福田康知
教育長	金丸真明

説明のため出席した者

教育部長	七座武史
総務課長	吉野隆志
学校教育課長	菅 佳久
総務課副課長	高倉鋭悟
学校給食センター次長	秋山浩美
学校教育課副課長	横山友亮
市民生活部長	小山隆史
生涯学習課長	田中壽紀
生涯学習課副課長	高木和弘

書 記	総務課主査	直江麻紀
-----	-------	------

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第1号 専決処分の報告について(丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解
嘱及び委嘱)

- 報告第2号 専決処分の報告について（丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱）
- 報告第3号 専決処分の報告について（丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命）
- 報告第4号 専決処分の報告について（丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱）
- 報告第5号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）
- 報告第6号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）
- 報告第7号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）
- 報告第8号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）
- 報告第9号 専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）
- 報告第10号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）
- 報告第11号 専決処分の報告について（人事異動）
- 報告第12号 令和2年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第13条第3項の規定に基づき、次の2名を会議録署名人に指名する。福田 康知委員、松岡 舟委員

7 議事の概要

午後1時30分 開会

報告第1号 専決処分の報告について

（丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員の解嘱及び委嘱）

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき委嘱している丸亀市放課後子どもプラン運営委員会委員のうち、令和3年4月1日付の人事異動に伴い、市立小学校長の代表及び関係行政機関の職員から辞任届が出されたため当該委員を解嘱するとともに、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したため、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第2号 専決処分の報告について

(丸亀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱及び委嘱)

[学校給食センター次長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市学校給食センター条例第4条に基づき設置している丸亀市学校給食センター運営委員会委員のうち、令和3年4月1日付けの人事異動に伴い委員資格を失う者を令和3年3月31日付けで解嘱するとともに、被解嘱者の後任者について推薦を受け、その残任期間について専決処分により後任委員を委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第3号 専決処分の報告について (丸亀市教育研究所運営委員会委員の任命)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市教育研究所条例施行規則第5条の規定に基づき設置している丸亀市教育研究所運営委員会委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となりましたので、市立学校長からの推薦などに基づき、専決処分により新たに令和3年4月1日から1年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第4号 専決処分の報告について (丸亀市立学校教育支援委員会委員の委嘱)

[学校教育課長]

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市学校教育支援委員会委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和3年4月1日から2年間、委員として委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

[教育長]

「元丸亀市立小学校教諭」の方が数名いるが、どのように選任されているのか。

[学校教育課長]

特別支援学級の担任経験者や特別支援教育コーディネーター、特別支援学校教諭免許を持っている方など特別支援学級に造詣のある方を中心に選任している。

報告第5号 専決処分の報告について（丸亀市立小・中学校教務主任等の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校の管理運営に関する規則第15条から第20条までの規定に基づき任命している各小・中学校の教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事、現職教育主任、人権・同和教育主任、司書教諭について、令和3年4月1日付の人事異動に伴う変更がありましたので、校長の意見を聴取し、専決処分により新たに令和3年4月1日から1年間、任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

再任用の方は、生徒指導主事以外にもいるのか。

〔学校教育課長〕

教務主任、学年主任、進路指導主事、人権・同和教育主任でも任命されている。

報告第6号 専決処分の報告について（丸亀市立小中学校事務グループリーダーの任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立小・中学校における事務の円滑かつ適切な処理を行うため、丸亀市立小中学校事務共同実施要領に基づき、各小中学校を東地区・西地区・南地区・飯綾地区の4グループに区分し、各グループにグループリーダーを置いて、グループ内の事務職員に対する指導助言、書類審査、連絡調整等を総括していますが、令和3年3月31日をもってグループリーダーの任期が満了となりましたので、専決処分により新たに令和3年4月1日より1年間、グループリーダーを任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第7号 専決処分の報告について（丸亀市立学校運営協議会委員の任命）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市立学校における学校運営協議会に関する規則第8条に基づき設置している丸亀市立学校運営協議会の委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となりましたので、対象学校長からの推薦に基づき、専決処分により新たに令和4年3月31日までの1年間、委員として任命したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第2号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 8 号 専決処分の報告について（丸亀市いじめ等専門委員会委員の委嘱）

〔学校教育課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置している丸亀市いじめ等専門委員会委員が、令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となりましたので、専決処分により新たに令和 3 年 5 月 31 日までの 2 年間、委員として委嘱したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

〔教育長〕

今回は異動に伴う変更だが、他の方は設置当初からのメンバーか。

〔学校教育課長〕

他にも異動に伴う変更はあった。また、当初はサポート室の専門委員に委嘱していたが、途中から香川短期大学学長や法律事務所の弁護士が加わっている。

報告第 9 号 専決処分の報告について（丸亀市社会教育委員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分報告につきましては、丸亀市社会教育委員の設置に関する条例に基づき委嘱している社会教育委員に関し、丸亀市立学校長会より推薦委員の変更の報告があったため、令和 3 年 3 月 31 日付で前推薦者を解嘱し、令和 3 年 4 月 1 日からその残任期間について、専決処分により後任委員を委嘱したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 10 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、令和 3 年 4 月 1 日付の市の人事異動に伴い、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和 3 年 3 月 31 日付で解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したもので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 11 号 専決処分の報告について（人事異動）

〔総務課長〕

専決処分の報告につきましては、令和 3 年 4 月 1 日付人事異動について 4 月 1 日に教育長専決を行ったので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

報告第 12 号 令和 2 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加について

〔総務課長〕

令和 2 年度丸亀市教育委員会表彰者の追加につきましては、教育委員会に報告した教育委員会表彰の被表彰者について、学校から追加推薦があり、丸亀市教育委員会表彰規程に基づき令和 3 年 3 月 30 日に表彰審査会を開き、被表彰者を追加決定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 項に基づき教育委員会に報告するものである。

特になし

8 報告事項

令和 3 年度運動会について

〔学校教育課長〕

運動会については、学校長とコロナ禍における運動会の在り方を相談し、種目を減らすなど規模を縮小することで準備を進めている。5 月末から 6 月で行う予定だが、来賓については卒業式や入学式と同様にご案内しない予定であるので、ご理解いただきたい。

特になし

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は、令和 3 年 3 月 20 日から 4 月 9 日までで、後援申請が 7 件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認済みである。このうち、新規の申請は 1 件。

No.03005 NPO法人さぬきっずコムシアターが新型コロナウイルス対応支援事業として、ひとり親家庭や経済的に困難な状況にある家庭を対象に、4月12日から9月末までの毎週月曜日に、学習の時間や子育て相談室を開室するほか、月1回のペースで陶芸やプログラミング、絵画教室などの体験教室を開催したり、食材の提供を行い、地域で困難に立ち向かう力を醸成しようとする取組である。参加費は無料。

特になし

9 閉会

午後2時00分